

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20250307	雅屋冷送有限会社(法人番号4240002045676)代表者村野雅尚	広島県福山市加茂町大字下加茂199番地5	本店営業所	広島県福山市加茂町下賀茂227番	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和7年2月4日、情報提供を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。運転者に対する指導監督の実施義務違反(道路交通法違反行為)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
20250312	ハヤシ運輸株式会社(法人番号4120001205053)代表者林由希雄	大阪府大阪市住之江区南港東2丁目2番10号	岡山営業所	岡山県倉敷市茶屋町518-1-203	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号及び同条第4項	令和6年10月23日及び令和7年2月6日、情報提供を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)運転者等台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)	0	0
20250313	杉本運送株式会社(法人番号2250001015193)代表者杉本和也	山口県山陽小野田市大字小野田450番地7	本店	山口県山陽小野田市大字小野田450番地7	事業の停止(14日間)、輸送施設の使用停止(160日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、同条同項第2号、同条第4項及び法第24条	令和6年1月15日、同年2月8日及び同年2月29日、酒気帯び運転を端緒として監査を実施。14件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)酒気帯び運行の業務(安全規則第3条第5項)、(3)事業用自動車の定期点検整備義務違反(安全規則第3条の3)、(4)事業用自動車の定期点検整備の記録事項義務違反(安全規則第3条の3)、(5)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(6)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(7)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(8)業務の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(9)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(10)事故の記録義務違反(安全規則第9条の2)、(11)運転者等台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(12)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(13)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)、(14)事故の届出義務違反(自動車事故報告規則第3条)	16	16
20250314	臼杵運送株式会社(法人番号4320201000069)代表者足立哲	大分県臼杵市大字福良1766-1	広島営業所	広島県廿日市市梅原1丁目7-37	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和7年1月17日及び同年2月25日、情報提供を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項及び第3項)、(2)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項、第2項及び第3項)、(4)運転者に対する指導監督の記録義務違反(安全規則第10条第1項)	0	0

20250318	有限会社エル・ピー・シー(法人番号9240002029939) 代表者大久保泰造	広島県三次市東酒屋町306-39	三原営業所	広島県三原市新倉2丁目5-1	輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第9条第1項、法第17条第1項第1号及び同条第4項	令和6年6月7日及び同年7月19日、死亡事故を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(車庫(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)勤務時間等基準告示のなお書き遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)運転者等台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(6)運転者に対する指導監督の記録義務違反(安全規則第10条第1項))	4	4
20250324	有限会社小川商店(法人番号2280002007914) 代表者小川知興	島根県大田市温泉津町温泉津口65	温泉津営業所	島根県大田市温泉津町福光イ215	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和6年12月19日及び令和7年3月17日、車輪脱落事故を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。点呼の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項))	0	0
20250325	富士見物流株式会社(法人番号2280001000622) 代表者武安哲男	島根県松江市八幡町796-65	本社営業所	島根県松江市八幡町796-65	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和7年2月27日、同年3月3日及び同年3月12日、重傷事故を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)、(2)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)、(3)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)、(4)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項))	0	0
20250328	株式会社スギハラ(法人番号7240001005182) 代表者杉原慎一郎	広島県広島市中区江波西1丁目17-10	本社	広島県広島市中区江波西1丁目17-10	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号及び同条第4項	令和5年12月4日及び令和6年3月8日、重傷事故を端緒として監査を実施。9件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)業務の記録事項義務違反(安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(5)運転者等台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(7)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)、(8)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)、(9)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項))	6	6
20250321	有限会社金居運送(法人番号5270002005651) 代表者金居大介	鳥取県米子市古豊千82-3	米子営業所	鳥取県米子市淀江町佐陀1365-1	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和7年3月10日、労基通報を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。運転者等台帳の記載事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項))	0	0